

広島市規則第48号

令和8年3月31日

広島市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市税規則の一部を改正する規則

広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第15条（見出しを含む。）、第15条の2の見出し及び別表第3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

別表第4第1項第4号中「生徒」を「学生、生徒」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条、第15条の2及び別表第3の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。